様式第八から様式第十二まで、様式第十四及び様式第十七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十九及び様式第二十中「出力抑制」を「出力制御」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年経済産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項及び第五条表中「第三条第三号及び第四号」を「第三条第三号、第三号の二及び第四号」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年経済産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「石炭を原料とする燃料」を「一般廃棄物発電設備又は産業廃棄物発電設備（廃棄物の焼却施設に設置されるものに限る。）において混焼されるコークス以外の石炭を原料とする燃料」に改める。

附　則

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

2　この省令の施行前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第三項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備が、太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（複数太陽光発電設備設置事業を営む者が当該認定の申請をしたものに限る。）である場合に適用される認定基準については、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第五条第一項第九号の二並びに第二項第五号、第五号の二及び第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　法第九条第一項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画がこの省令の施行日前に法第九条第三項の認定を受けたものである場合（前項に掲げる場合を除く。）については、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第五条第一項第九号の二及び第二項第五号の二の規定は適用しない。

○経済産業省令第二十五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項、第十六条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第三十七条第一項、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項及び第八十三条第三項並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（中長期的な計画の提出）	（中長期的な計画の提出）
第三十五条　［略］	**第三十五条**　［略］
2　前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。	2　前項の規定にかかわらず、計画を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。
一　［略］	一　［略］
二　エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「判断基準」という。）に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること（当該特定事業者等が行う事業のうち、判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該特定事業者等が設置している全ての工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者が設置している工場等を含む。）におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占めている場合に限る。）。	二　エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準（以下「判断基準」という。）に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること。
（特定熱損失防止建築材料の適用除外）	（特定熱損失防止建築材料の適用除外）
第九十四条　令第二十一条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。	**第九十四条**　令第二十一条第一号の経済産業省令で定める断熱材は、次に掲げるものとする。
［新設］	［新設］
一　硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材のうち面材を有しないもの	一　ガラス繊維（グラスウールを含む。以下この条において同じ。）、スラグウール又はロックウールを用いた断熱材のうち吹込式のもの
二　硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材のうち吹付式のもの	二　ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が二十四キログラム毎立方メートル以上のもの
三　ガラス繊維（グラスウールを含む。以下この条において同じ。）、スラグウール又はロックウールを用いた断熱材のうち吹込式のもの	2・3　［略］
四　ガラス繊維を用いた断熱材のうち密度が二十四キログラム毎立方メートル以上のもの	
2・3　［略］	